

第3章 計画の推進体系

1 基本理念

子ども・若者の権利を尊重し、
子どもと若者の輝きが全ての市民を笑顔で結ぶまち

前々計画及び前計画では、平成21年（2009年）4月に施行した「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」をもとに、基本理念を「子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち」とし、計画を推進してきました。

本計画では、この理念を引継ぎ、子どもだけではなく若者が射程に入ることを明確にするため「若者」の表現を加え、「子ども・若者の権利を尊重し、子どもと若者の輝きが全ての市民を笑顔で結ぶまち」を基本理念とします。

基本理念の礎としているこの権利条例の前文には、子どもは誰もがかけがえのない存在で生まれながらにして「権利の主体」であり、大人は、「子どもの最善の利益」を考慮したうえで、子どもとともに考え、支援していく責務があると述べられています。また、子どもの権利の保障を進めることにより、子どもが、自ら考え、責任を持って行動できる大人へと育つ環境が整えられること、子どもにかかわる取組全般に子どもの視点を取り入れること、そして、子どものまちづくりへの参加を積極的に進めることなどにより、子どものみならず、全ての人にやさしいまちづくりが進められることが表されています。

また、令和5年（2023年）12月に発出されたこども大綱では、「こどもまんなか社会」（全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会）を目指しており、この社会の実現は、「子どもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって社会的価値が創造され、その幸福が高まることにつながる」としています。

全ての人の幸福が高まることにつながる「こどもまんなか社会」は、札幌市が目指す子どもと若者が輝き、子育て当事者を含めた全ての市民を笑顔で結ぶ、全ての人にやさしいまちと同じであり、これを推進するため、子どもの権利保障の観点を踏まえ、子ども・若者及び子育て当事者に向けた施策を展開していきます。

2 基本的な方針

基本理念に基づき、各施策に取り組む際に、常に意識して取り組むべき4つの「基本的な方針」について、次のとおり定めます。

《方針1 子ども・若者と子育て当事者の視点》

子ども・若者を権利の主体として認識し、その最善の利益が図られるよう取り組みます。また、子ども・若者と子育て当事者の視点を尊重し、意見を聴きながら、ともに「こどもまんなか社会」に向けた取組を進めます。

《方針2 貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が自分らしく幸せに生活できる環境づくり》

貧困や虐待などにより困難を抱えやすい子ども・若者、及び病気や障がいのある子ども・若者を含め、全ての子ども・若者が各自の置かれた環境に左右されることなく挑戦の機会に恵まれ、自分らしく幸せに生活できるようにしていきます。

《方針3 ライフステージに応じて切れ目なく支える》

子どもたちが健やかに育ち、円滑な社会生活を送ることができる大人へと成長できるよう、ライフステージを通じた切れ目のない支援を行います。

《方針4 地域資源の活用と組織横断的な連携により社会全体で支える》

多様なニーズを抱える子ども・若者及び子育て当事者に対し、地域の様々な社会資源の活用や、市役所内、関係省庁、他自治体等との横断的な連携により、支援が総合的につながる取組を進めます。

3 基本目標

本計画では、第2章に掲げる前計画の総括及びニーズ調査等を踏まえた子ども・若者と子育て当事者を取り巻く状況や課題を考慮の上、基本理念を実現するため、次の3つの目標を設定し、各施策を展開していきます。

《基本目標1 子どもの権利の推進とライフステージを通じた環境の充実》

子どもの権利を大切にする社会に向けた取組のほか、貧困や虐待などにより困難を抱えやすい子ども・若者、及び病気や障がいのある子ども・若者を含め、全ての子ども・若者が安心して過ごせる環境の充実を図ります。

《基本目標2 ライフステージの各段階における環境の充実》

各ライフステージ特有の課題の解消を図るため、子どもの誕生前から幼児期、学童期・思春期、青年期の各段階における環境の充実を図ります。

《基本目標3 子育て当事者への支援の充実》

子どもの健やかな成長のため、子育て当事者が健康で、かつ経済的な不安や孤立感を抱くことなく、心のゆとりを持ち、子どもと向き合えるよう子育て環境の充実を図ります。

4 計画体系

本計画における基本理念の達成に向け、3つの基本目標に基づき、本計画の取組を進める上で必要となる13の基本施策を定めます。各基本施策に取り組む際は、基本的な方針1から4を意識し、取組を実施します。

基本目標1には、本計画の通底の理念である「子ども・若者の権利の尊重」の基礎となる、特に推進すべき施策として、基本施策1「子どもの権利を大切に作る社会に向けた取組」を位置付けたうえで、全てのライフステージを通じて切れ目なく取り組むべき施策を掲げています。基本目標2には、ライフステージに応じて切れ目なく支えるという視点を持ちつつ、ライフステージそれぞれで解消すべき課題に向け、施策を展開しています。基本目標3では、子ども・若者の健やかな成長のためには、その成長の基盤となる子育て当事者の生活環境が重要であることから、子育て当事者に向けた支援施策について掲げています。

また、市町村こども計画には、子どもの貧困の解消に向けた対策や、ひとり親家庭への支援を含むことから、それらを基本施策として定めますが、それぞれの詳細な取組については、第5章（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく市町村計画）、及び第6章（母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく自立促進計画）に掲載します。

これらについて示した計画体系図は、次ページのとおりです。

<基本理念>

子ども・若者の権利を尊重し、子どもと若者の輝きが全ての市民を笑顔で結ぶまち

第3章

<基本的な方針1>

子ども・若者と子育て当事者の視点

<基本的な方針2>

貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が自分らしく幸せに生活できる環境づくり

<基本的な方針3>

ライフステージに応じて切れ目なく支える

<基本的な方針4>

地域資源の活用と組織横断的な連携により社会全体で支える

基本目標1

子どもの権利の推進とライフステージを通じた環境の充実

基本施策1

子どもの権利を大切にする社会に向けた取組

基本施策2

多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

基本施策3

児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

基本施策4

病気や障がいのある子ども・若者への支援の推進

基本施策5

子ども・若者を取り巻く脅威から守る取組

基本施策6

子どもの貧困の解消に向けた対策

基本目標2

ライフステージの各段階における環境の充実

基本施策1

子どもの誕生前から幼児期までにおける環境の充実

基本施策2

学童期・思春期における環境の充実

基本施策3

青年期における環境の充実

基本目標3

子育て当事者への支援の充実

基本施策1

経済的支援の充実

基本施策2

地域子育て支援、家庭教育支援の推進

基本施策3

共働き・共育での推進

基本施策4

ひとり親家庭への支援の充実

5 成果指標

本計画の実施状況について、客観的な視点から点検・評価し、更なる施策や事業の充実につなげていく指針として、計画全体及び基本目標の基本施策ごとに成果指標を定めます。併せて、基本目標の達成に向け、どのような資源を投入し、どのような活動を行ったかを表す活動指標を設定します。活動指標については、各基本施策に紐づけられる事業や取組の中で設定されている指標から、主なものを掲載しています。

(1) 計画全体の指標

本計画の基本理念は、全ての子ども・若者が大切にされ、幸せな状態で生活できる社会を目指しています。これは、多くの子ども・若者が、前計画の計画全体の成果指標により目指していた「自分のことが好きだ」と思える社会や、多様な価値観を前提として、「子どもを生み育てる」ことが選択できる社会といった概念を含むものです。

また、「こども大綱」では国を挙げて「こどもまんなか社会」の実現を目指し、『こどもまんなか社会の実現に向かっている』と思う人の割合」を目標の一つに設定しています。札幌市においても本計画の基本理念の達成を測るため、国の示す目標を計画全体の成果指標としつつ、よりわかりやすく表現した上で、国が掲げる数値 70%を参考に目標値を設定します。

指標項目	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
子どもが大切にされている社会だと思う人の割合	35.5%	70.0%

(2) 各基本目標の基本施策ごとの指標

各基本目標で掲げる基本施策ごとに、進捗状況を管理・分析する際の指針となる成果指標を一つずつ設定します。

【基本目標1】子どもの権利の推進とライフステージを通じた環境の充実				
基本施策	指標項目		現状値	目標値 (令和11年度)
基本施策1 子どもの権利を大切にする 社会に向けた取組	子どもの権利が大切にされていると思う人の割合	子ども	63.8% (令和5年度)	70.0%
		大人	37.6% (令和5年度)	65.0%
基本施策2 多様な遊びや体験、活躍 できる機会づくり	自分には様々な可能性があると思う子ども・若者の割合	子ども	69.0% (令和5年度)	75.0%
		若者	56.1% (令和6年度)	70.0%
基本施策3 児童虐待防止対策と社会的 養護の推進及び ヤングケアラーへの支援	「どこかに助けてくれる人がいる」と思う子ども・若者の割合	子ども	97.9% (令和5年度)	現状維持
		若者	86.1% (令和6年度)	95.0%
基本施策4 病気や障がいのある子ども・若者への支援の推進	心のバリアフリー ⁴² を理解している人の割合		32.3% (令和5年度)	60.0%
基本施策5 子ども・若者を取り巻く 脅威から守る取組	いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合		93.1% (令和5年度)	96.0%
基本施策6 子どもの貧困の解消に向けた対策	第5章参照			

【基本目標2】ライフステージの各段階における環境の充実			
基本施策	指標項目	現状値	目標値 (令和11年度)
基本施策1 子どもの誕生前から幼児期 までにおける環境の充実	18歳以下の子がいて、妊娠・出産や子育てについて相談相手や情報収集手段がある親の割合	76.3% (令和5年度)	92.0%
基本施策2 学童期・思春期における 環境の充実	近所や地域とのつながりがある子どもの割合	57.0% (令和5年度)	65.0%
基本施策3 青年期における環境の充実	毎日が充実していて楽しいと思う若者の割合	69.2% (令和6年度)	75.0%

【基本目標3】子育て当事者への支援の充実			
基本施策	指標項目	現状値	目標値 (令和11年度)
基本施策1 経済的支援の充実	「幼児教育・保育、医療費など 子育て支援にかかる経済的 負担の軽減」が充実している と思う人の割合 ※18歳以下の家族と同居の方	31.1% (令和5年度)	40.0%
基本施策2 地域子育て支援、家庭教育 支援の推進	子育てをされていて感じる 「楽しさ」「大変さ」のうち、 「楽しさのほうが多い」子育て 世帯の割合	60.6% (令和5年度)	70.0%
基本施策3 共働き、共育での推進	「父親と母親がともに子育ての 担い手である」と答えた 保護者の割合	52.6% (令和5年度)	70.0%
基本施策4 ひとり親家庭への支援の 充実	第6章参照		

(3) 主な活動指標

基本目標の達成に向けてどのような資源投入・活動を行ったかを表す「活動指標」のうち、主なものを掲載します。

【基本目標1】子どもの権利の推進とライフステージを通じた環境の充実				
基本目標	指標項目		現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
基本施策1 子どもの権利を大切に する社会に向けた 取組	子どもの権利についての認知 度	子ども	65.2%	75.0%
		大人	54.4%	75.0%
基本施策2 多様な遊びや体験、 活躍できる機会 づくり	市政への子どもの参加の取組の実施件数		38 件	90 件
	まちづくり活動への参加意欲が向上した 若者の割合		90%	90%
基本施策3 児童虐待防止対策と 社会的養護の推進 及びヤングケアラー への支援	こども家庭センター ⁴³ における保健師の コーディネート件数（延べ）		95,431 件	100,000 件
	オレンジリボン地域協力員 ⁴⁴ 登録人数 (累計)		21,614 人	24,100 人
基本施策4 病気や障がいのある 子ども・若者への 支援の推進	心のバリアフリー研修受講者数（累計）		213 人	1,000 人
	保育を必要とする医療的ケア児の受入体 制を整備した区		7 区	全区
	企業就労を目指す高等支援学校の生徒の 就労率		97%	100%
基本施策5 子ども・若者を取り 巻く脅威から守る 取組	スクールソーシャルワーカー ⁴⁵ が関わる ことで、児童生徒の抱える課題が「解消」 又は「解消の方向へ向かっている」割合		—	90%
基本施策6 子どもの貧困の解消 に向けた対策	子どもコーディネーターが新たに支援・ 見守りを行った子どもの総数		253 人	1,270 人

⁴³【こども家庭センター】全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関。

⁴⁴【オレンジリボン地域協力員】児童虐待の早期発見等を目的として、一定の研修を受講した一般市民を協力員として登録する制度。

⁴⁵【スクールソーシャルワーカー】教育と福祉の両面に関わる専門的な知識や技術を活用し、家庭・学校・地域の関係機関をつなぎ、問題を抱えた子どもを取り巻く環境の改善に向けて支援を行う専門機関。

【基本目標2】ライフステージの各段階における環境の充実

基本目標	指標項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
基本施策1 子どもの誕生前から 幼児期までにおける 環境の充実	妊婦訪問の実施率	34%	42%
	保育士人材確保支援により就労 する保育士等の数（年間）	919 人	500 人
	こども誰でも通園制度利用可能率	—	100%
	病児・病後児保育利用申込人数に対す る、実際に受け入れできた人数の割合	58%	85%
基本施策2 学童期・思春期に おける環境の充実	進路探究学習の参加をきっかけに進路 を考えることができた子どもの割合	52%	90%
	新型児童会館整備数（累計）	19 館	26 館
	相談支援パートナー等の対応・ 支援により不登校状況に改善が 見られた児童生徒の割合	80%	85%
基本施策3 青年期における環境 の充実	就業サポートセンター及びあいワーク を利用して就職した人数（累計）	4,096 人	28,500 人
	さっぽろ結婚支援センター成婚 退会数（累計）	—	115 組

【基本目標3】子育て当事者への支援の充実

基本目標	指標項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
基本施策1 経済的支援の充実	子ども医療費助成の助成対象の拡大	小学6年生	高校3年生
基本施策2 地域子育て支援、 家庭教育支援の推進	子育てサロン利用者数（年間）	355,366 人	389,157 人
基本施策3 共働き、共育での 推進	ワーク・ライフ・バランス plus 認証 企業数（延べ）	1,001 社	1,500 社
基本施策4 ひとり親家庭への 支援の充実	ひとり親向け相談窓口における相談受 付件数（年間延べ件数）	7,681 件	7,700 件

※活動指標の目標値は、第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023（計画期間：令和5年度～令和9年度）を踏まえ、令和9年度までの指標を設定している。なお、毎年度、計画の進行管理をする中で、令和10年度以降の指標の再設定等の検討を行うこととする。